

島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱新旧対照表

改 正 後					改 正 前				
島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱					島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱				
1～5. 〔略〕					1～5. 〔略〕				
別表 1					別表 1				
1 事業区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 事業区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(1)～(2) 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	(1)～(2) 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
(3) 救命救急 センター設備整 備事業	医療機器	〔略〕	〔略〕	3分の2	(3) 救命救急 センター設備整 備事業	医療機器	〔略〕	〔略〕	<u>3分の2</u>
	ドクターカー	〔略〕	〔略〕	<u>4分の3</u>		ドクターカー	〔略〕	〔略〕	
	心電図受信装置	〔略〕	〔略〕	<u>3分の2</u>		心電図受信装置	〔略〕	〔略〕	
	無線装置	〔略〕	〔略〕			無線装置	〔略〕	〔略〕	
(4)～(12) 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	(4)～(12) 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
6. 〔略〕					6. 〔略〕				
別表 2 〔略〕					別表 2 〔略〕				
7. 〔略〕					7. 〔略〕				
(申請手続)					(申請手続)				
8. この補助金の交付の申請は、別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途示す期日までに県知事に提出して行うものとする。 <u>なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。</u> <u>ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。</u>					8. この補助金の交付の申請は、別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途示す期日までに県知事に提出して行うものとする。				
9. ～10. 〔略〕					9. ～10. 〔略〕				
(実績報告)					(実績報告)				
11. この補助金の事業実績報告は、別紙3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（7の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、県知事に提出して行わなければならない。 <u>なお、8に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たってこの補助金の仕入れに係る消費税等相当額が</u>					11. この補助金の事業実績報告は、別紙3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（7の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、県知事に提出して行わなければならない。				

明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

13. [略]

附則（平成19年9月28日医第649号）

～（令和5年1月31日医第1318号）〔略〕

附則（令和7年11月12日医第1068号）

1. この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

2. 令和6年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

別紙1～別紙2 [略]

別紙 2-1

別紙2-1

交付対象事業の実施に要する経費に関する調書（医療提供体制設備整備費補助金）

(補助事業者名)

[illegible]

(作成要領)

- 1 「事業区分」欄には、別表1の第1欄に掲げる事業区分を記載すること。
2 (A)欄から(G)欄は各事業区分ごとに、交付要綱5(交付額の算定方法)に従い必要となる欄のみ使用し、(H)欄を算出すること。
3 (K)欄及び(L)欄については、交付要綱の7による変更申請手続の他は料線を引くこと。

別紙 3 〔略〕

13. 〔略〕

附則（平成19年9月28日医第649号）

～（令和5年1月31日医第1318号）〔略〕

〔新設〕

別紙 1 ～ 別紙 2 [略]

別紙 2-1

別紙 2-1

交付対象事業の実施に要する経費に関する調査（医療提供体制設備整備費補助金）

(補助事業者名)

[illegible]

(作成要領)

- 1 「事業区分」欄には、別表 1 の第 1 欄に掲げる事業区分を記載すること。
- 2 (A) 欄から (G) 欄は各事業区分ごとに、交付要綱 5 (交付額の算定方法) に従い必要となる欄のみ使用し、(H) 欄を算出すること。
- 3 (L) 欄及び (M) 欄については、交付要綱の 7 による変更申請手続の他は斜線を引くこと。

別紙 3 [略]

別紙 3－1

別紙 3 - 1

医療提供体制設備整備費補助金精算額算出内訳

(補助事業者名)

事業区分	施設（地区又は市町村）の名称	別表 1 の第 2 欄に定める種目	別表 1 の第 3 欄に定める基準額	別表 1 の第 4 欄に定める対象経費の支出予定額	市町村補助額	選定額	総事業費から交付金その他の収入額を控除した額	(B) と (E) のいずれか低い額	別表 1 の第 5 欄に定める補助率	交付額	仕入に係る消費税等相当額	要員補助額	交付決定額	補助金受入済額	差引過不足額	備考
			(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円	(F) 円	(G)	(H) 円	(I) 円	(J) 円	(K) 円	(L) 円	(M)=(L)-(J)	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0		0		0					0	
						0										

別紙 4

別紙 4

番
年 月 日

島 根 県 知 事 様

補助事業者名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定を受けた 年度医療提供体制設備整備費補助金
に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条
の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 確定時に減額した仕入に係る消費税額

金 円

4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要返還相当額）

金 円

5 補助金返還相当額

金 円

6 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

別紙 5 〔略〕

別紙 4

別紙 4

番
年 月 日

島 根 県 知 事 様

補助事業者名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定を受けた 年度医療提供体制設備整備費補助金
に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条
の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要返還相当額）

金 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

別紙 5 〔略〕